

20191122

平成30年度 第5回年次総会開催

令和元年11月15日(金)TKP東京駅八重洲カンファレンスセンターにおいて第5回年次総会が開催されました。天気もよく快晴でした。午後2時00分より年次総会が始まり、初めに来賓あいさつでしたが、公務で自由民主党衆議院議員渡辺博道先生が来られなくなり、直ぐに総会に入りました。井比代表理事の議事進行により総会が始まりました。今回の総会では理事の任期が2年という制度があるので、二度目の理事選出を行いました。施工会員83社、賛助会員20社、総会員数103社のうち本総会には38社、書面議決書を48社頂いており計86社となり過半数の社員が参加となっていますので、本総会は成立し審議に入りました。

第1号議案から始まり第6号議案まで審議されそれぞれが承認されました。令和元年・2年度の理事に関しては現在の理事が再任されました。総会が終わり午後3時より午後5時まで第2部として講演会・講習会が行われました。

講演会は、「一般社団法人・建設技能人材機構」の江口様(国土交通省より出向)により、『建設分野での特定技能外国人の受け入れについて』

を講演して頂きました。近年どの業種でもそうですが、少子高齢化により従業員が集まりにくく、なっています。特に石材業においては顕著にその傾向が表れています。近い将来は外国人労働者の力を借りなければいけない状況になっても困らないように基本的な事柄を講演して頂きました。知らないことばかりなので勉強になったのではないのでしょうか。

講習会では有西山石芸の西山社長に『実際の外国人労働者受入れの現状と問題点』を、現在2名の外国人労働者を雇用している現状から問題点や今後の課題を述べて頂きました。言葉の壁や生活習慣の違いなど色々と戸惑うことが多いようです。



次の講習会は、『産業廃棄物に関する知識と実務について』のテーマで代表理事でもある、井比代表に講習して頂きました。

各地で講習会をやってみて、講習会に参加されている方があまりに「廃棄物処理法」を知らないという事です。元請けである排出事業者が無許可業者に処理を委託すると5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金になり、下請けがやっていることだからと知らないふりは出来ないという事です。マニフェストを受け取らないだけで6ヶ月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金となります。

今後、産業廃棄物に関する規制はもっと厳しくなってくることが予想されます。各会員はもとより仕事を出している元請けの方々にも理解をして頂き適正な処理をしていくことが、今後絶対に必要になってきます。

決定事項

令和元年・2年度理事

井比 宏育代表理事・西山 昌孝副代表理事・片野 由次理事・中山 隼人理事・湯浅 誠理事

上記の5名が引き続き理事に重任いたしました。

各議案も承認されました。

令和元年度のスローガン

【産業廃棄物に対して知識の向上と処理の徹底】

- a. 産業廃棄物関連の勉強会開催
- b. マニフェストの発行を徹底
- c. 環境改善で社員の定着を図る
- d. 各種講習会の開催

総会・講演会の後、会場を移して懇親会が開催されました。遠方より参加の方や新規会員の紹介などで大いに盛り上がりました。また、今回もほとんどの方が参加をして頂きました。今後もこのような温かみと結束力のある協会を維持していきたいと思えます。皆様のお力を頂ければ幸いです。

新規会員を募集しています。ぜひ、ご紹介をお願い致します。